

## 旭川市感染症予防計画（R6～11）の進捗状況と評価

No.	項目	施策の方向性、展開内容	評価・今後の取組方針		
			主な事業（令和6年度の取組）	評価	課題と今後の取組方針
—	第1 感染症の予防の推進の基本的な方向	—	—	—	—
1	第2 感染症の発生の予防のための施策	施策の推進に当たり、市は、感染症発生動向調査の実施を中心に、食品保健対策や環境衛生対策等について、庁内関係部局や北海道のほか関係機関、関係団体等と連携を図りながら対応するものとする。	平時より感染症発生動向調査において感染症の発生状況を収集・分析し、流行状況に応じ注意報・警報の発出や感染拡大防止のための情報提供を実施した。	状況把握と市民に対する必要な情報提供・注意喚起を速やかに行った。	引き続き効率的かつ効果的な情報共有や関係機関との連携強化を図り、適切な対応に努める。
2	第3 感染症のまん延の防止のための施策	感染症のまん延防止対策については、迅速かつ的確に対応するとともに患者等の人権を尊重する。また、感染症の集団発生等について、市は、国、北海道、関係機関、関係団体等と連携を図りながら対応するものとする。	今年度、市内養鶏場において、本市初となる高病原性鳥インフルエンザの発生があったことから、市農政部及び北海道と連携し、防疫作業への従事や従事職員への健康観察、体調不良者の受診体制の整備等の対応を行った。	今年度、鳥インフルエンザの発生を想定した研修を実施していたことにより、初動対応や一連の防疫作業についての知識があり、適切に対応することができた。	北海道との連携において、防疫作業場所の環境面の不備や、情報伝達・情報共有等において課題が見られた。これらについては、北海道と改善に向けた協議を行ったほか、次の有事の際は、予め確認するなどし、適切に対応する必要がある。
3	第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究	保健所は、道立衛生研究所等と連携を図りながら地域における感染症に係る情報収集、調査及び研究に取り組むとともに、取組に当たり市は、疫学的知識及び感染症対策の経験を有する人材の活用を図るものとする。	感染症の発生届や疫学調査に関する情報を迅速に処理するとともに、効率的に収集し、情報の発信拠点としての役割を意識し取り組んだ。	関係機関と相互に連携し着実に取組を進めた。	取組を継続する。
4	第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上	市は、検査が円滑に実施できるよう平時から計画的に準備を行うものとする。 また、保健所は、研修や実践的な訓練の実施により自らの試験検査機能の向上や地域の検査機関の資質の向上に努めるものとする。	北海道と連名で、民間検査機関2機関と検査措置協定を締結した。	民間検査機関との協定締結により、流行初期における市保健所での検査体制に加え、まん延時の検査体制を整備することができた。	今後も、平時からの検査機能の向上に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら迅速かつ適確な検査の実施に努める。
5	第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保	全国的かつ急速なまん延が想定される新興感染症については、北海道が各医療機関等と協定を締結し、入院や外来、後方支援体制の整備を行うため、市は、北海道や感染症指定医療機関等と連携し、必要に応じ、市内の医療体制整備に係る調整等を行う。	医療機関への医療措置協定に係る意向調査の結果、目標値に届かなかった入院病床数の確保について、北海道と連携し、第一種協定指定医療機関に直接出向き、病床確保の協力依頼を行った。	病床数は、流行初期期間：164床、流行初期期間経過後165床	市内の医療体制整備状況を把握し、必要に応じ、体制整備に係る調整等を行う。
6	第7 感染症の患者の移送のための体制の確保	移送については、保健所のみで対応が困難な場合においても必要な患者搬送が行えるよう、市は関係部間での連携の下、役割分担や民間事業者等への委託等により、移送体制の確保を図るものとする。また、平時から関係者による移送訓練や演習等を計画し、実施するよう努めるものとする。	鳥インフルエンザ患者の移送を想定し、消防本部と協議を行い、移送体制の整備を図った。また、これらの体制について、市立旭川病院のほか、脳神経外科等での対応が必要な場合を考慮し、旭川医科大学病院及び旭川赤十字病院の計3医療機関と情報共有を行った。	平時に関係機関と体制を共有できたことで、実際の発生の際、速やかな初動対応につながる非常に有意義なものとなった。	具体的な体制の構築に向けて、関係部門と更に協議を進める。
7	第8 宿泊施設の確保	市は、自宅療養者等の家庭内感染等や医療体制のひっ迫を防ぐ等の観点から、新興感染症の特性や感染力、発生及びまん延の状況を考慮しつつ、北海道が実施する宿泊施設体制整備について、必要に応じ、連携を図るものとする。	—	—	道が実施する宿泊施設体制整備について、必要に応じて連携を図る。
8	第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備	市は、外出自粛対象者の体調悪化時等に適切な医療につなげることができる健康観察の体制整備について、平時から準備を進めるとともに、生活上の支援を行うことができる体制整備に努める。	—	—	新型インフルエンザ等対策行動計画の策定に合わせ具体策の検討を進める。
9	第10 感染症対策物資等の確保	個人防護具等の感染症対策物資等については、全国的かつ急速なまん延が想定される感染症が発生した際に不足しないよう、市は北海道等と連携し、平時から備蓄又は確保に努めるものとする。	—	—	北海道と連携し取組を進める。

10	第11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重	市は、患者等への差別や偏見の排除等のため、法律等に基づく適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行う。また、患者等のプライバシー保護を図るため、関係職員に対し研修等を通じ、その徹底を図る。	平時よりホームページやSNSなどで、市民に対し、感染症に関する正しい情報提供や予防に関する知識を広め、感染症による差別や偏見をなくすための普及啓発を実施した。	ホームページや出前講座等を通じ感染症に関する情報発信に努めた。	取組を継続する。
11	第12 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上	市は、医療機関や福祉施設、教育機関など保健医療福祉関係者の協力を得ながら、感染症対策を担う専門人材の養成を進めるものとする。また、北海道と連携し、IHEAT要員による支援体制の確保や活用を想定した準備を行うものとする。	感染症対策研修として、管理職を含む、保健所職員を対象とした3部構成の研修を実施した。 1部では、新型コロナ対応の課題の振り返りと消防本部におけるBCP、防護具の着脱訓練を実施。 2部・3部では、消防本部と連携し、消防指令室の対応の他、実際の救急車への同乗実習を行い、患者への聞き取り、判断、患者搬送までの一連の訓練を実施した。 また、IHEAT要員に対しては、国及び北海道で実施した研修への受講を促したほか、実際の業務を想定した市独自の研修を実施予定である。	関係部局の協力を得ながら人材養成に効果的に取り組むことができた。	取組を継続する。
12	第13 感染症の予防に関する保健所の体制の確保	市は、感染症発生時に迅速に対応できるよう、平時から計画的な保健所の体制整備に努め、業務の一元化、外部委託、ICTの活用や医療DXの推進等も視野に入れて体制を検討するものとする。	有事に備えた保健所の体制構築のため、新型コロナ対応の振り返り及び消防本部における指揮命令系統やBCPについての研修を実施した。 また、高病原性鳥インフルエンザや侵襲性髄膜炎菌感染症等の発生を想定し、市立旭川病院等と発生時の対応について事前協議を行った。 さらに、即応可能なIHEAT要員として、3名の要員を確保し、国立感染症研究所が実施する研修の受講等を終了した。	関係部局との連携強化が進められた。	感染危機対処計画との整合性を図り、有事に備えた保健所の体制構築を進める。
13	第14 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、医療の提供のための施策(国等との連絡体制の確保を含む。)	市は、国の指示又は協力要請に対し、国及び北海道と連携しながら迅速かつ的確な対策を講じることとする。また、知見が集積されていない感染症対策が必要とされる場合は、国及び北海道に、職員や専門家の派遣等の支援を要請する。	-		新型インフルエンザ等対策行動計画の策定に合わせ具体策の検討を進める。
14	第15 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	市は、施設内感染の防止、災害防疫、感染症の国内への侵入防止、動物由来感染症対策、外国人に対する適用、薬剤耐性対策について、関係機関等と連携を図りながら情報提供等のほか、対策を講じるものとする。	施設内の感染症が発生・拡大しないよう、自主的に感染対策の振り返りや改善に取り組めるよう感染防止対策のためのチェックリストを作成した。 感染症危機管理対応力向上研修に参加し、薬剤耐性対策を中心に最新の知見を収集した。	施設における感染防止対策への直接的な働きかけを進めることができた。	引き続き情報収集を行いながら取組を進める。
15	第16 個別の感染症予防対策に関する事項	市は、エキノコックス症、結核、ウイルス性肝炎、インフルエンザ、蚊媒介感染症及びダニ媒介感染症、性感染症、麻しん、風しん、後天性免疫不全症候群について、感染防止に係る普及啓発や相談・検査の実施など、必要な対策を推進するものとする。	個別の感染症予防対策を計画どおり実施した。特にインフルエンザやコロナ、ノロウイルス等の集団発生においては、庁内関係課と速やかに情報共有ができる体制を整備した。	各感染症の特性や有する課題等に応じた取組を着実に行った。また、関係課と連携し、適切な対応を取ることができた。	取組を継続する。